

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2011-520196
(P2011-520196A)

(43) 公表日 平成23年7月14日(2011.7.14)

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード (参考)
G06Q 20/00	(2006.01)	G06F 17/60	402	
G06Q 50/00	(2006.01)	G06F 17/60	154	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 31 頁)

(21) 出願番号 特願2011-508042 (P2011-508042)
 (86) (22) 出願日 平成21年5月5日 (2009.5.5)
 (85) 翻訳文提出日 平成22年12月9日 (2010.12.9)
 (86) 国際出願番号 PCT/IB2009/051839
 (87) 国際公開番号 W02009/136362
 (87) 国際公開日 平成21年11月12日 (2009.11.12)
 (31) 優先権主張番号 PCT/IB2008/051756
 (32) 優先日 平成20年5月6日 (2008.5.6)
 (33) 優先権主張国 国際事務局 (IB)
 (31) 優先権主張番号 PCT/EP2008/058886
 (32) 優先日 平成20年7月9日 (2008.7.9)
 (33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)
 (31) 優先権主張番号 12/343,962
 (32) 優先日 平成20年12月24日 (2008.12.24)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 510285746
 エクスペレドン グループ エス. アー.
 ルクセンブルク L-2522 リュクサ
 サンプル, リュー ギョーム シュネデー
 ル, 6
 (74) 代理人 100085372
 弁理士 須田 正義
 (72) 発明者 ワース, ジュリアン オットー
 スイス CH-3782 ラウエネン バ
 イ グシュタード, グリュアンビュール,
 シャレ ココー

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ペイメントカードの使用による寄付の発生、収集、及び分配を管理するシステム及び方法

(57) 【要約】

【課題】ペイメントカード(50)の所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理し、並びに収集した寄付をカード所有者により選択される複数の受益者に分配するためのシステム及び方法を提供する。

【解決手段】ペイメントカード(50)は、カードでなされる取引の額に比例してなされるカード所有者の選択した寄付のレベルを表す寄付係数(CF)と関連している固有の識別(UID)を有する。1人以上の受益者、例えば慈善団体の選択、及び、必要なら、2人以上の受益者の間のこれらの寄付の分配は、カードの固有の識別とも関連している。ペイメントカード・システム(40、55)は、取引ネットワークを経由して通常の方法で取引を処理し、取引の額と比例した寄付を表し、且つ寄付処理実体(10、20)により保有される商業口座を使用して払われるデータ(43、45)を提供する。後者は、カード所有者により選択される受益者の間の収集した寄付の分配を表わすデータ(80)を提供する。カード所有者は、システムのインターネット・サイト(30)によって、受益者データ及び任意に寄付係数を選択

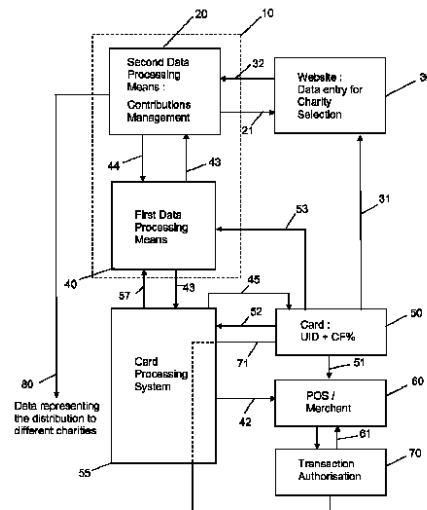


Fig. 2

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ペイメントカード(50)の所有者による財政的な寄付の発生及び収集を管理し、並びに前記収集した寄付を前記カード所有者により選択された複数の受益者に分配するためのシステムにおいて、該管理システムは、ペイメントカードをカード所有者に発行する機関(10,40)を含むペイメントカード・システムの一部であり、前記カードを用いる取引が取引ネットワーク(40,60,70)を経由して処理され、前記カード(50)は固有の識別(UID)にそれぞれ関連して、前記ペイメントカード・システムは、前記ペイメントカードでなされる取引(好ましくは商業口座(42)による小売商(60)の支払いを含む)を処理するために、及び個々のカード所有者のペイメントカードを使用

10

してなされた取引の個々のカード所有者報告書(45)に提供するために、取引ネットワークを経由してPOS(60)に接続可能であるデータプロセッサ(40)を備えるシステムであって、

(a)それは、前記カードを使用してなされた前記取引に比例して寄付をすることに決めるカード所有者の一組のペイメントカード(50)で動作し、前記カードの各々は、前記カードでなされた取引の額に比例してなされる寄付の前記カード所有者の選んだレベルを表す、前記カード所有者によって選択可能である寄付係数(CF)にその固有の識別(UID)によって関連付けられ、

(b)それは、前記それぞれのカードの前記固有の識別と共に前記寄付係数に関するデータを格納する第1データ処理手段(40)を備え、

20

(c)前記第1データ処理手段(40)は、固有の識別が寄付係数(CF)と関連しているペイメントカードを有する各カード所有者のために、前記カードに関連した前記寄付係数によって設定されたレベルに従ってカード所有者によってなされた取引の金額の一部であるカード所有者の寄付を示している出力データ(43,45)を作成するように構成され、

(d)それは寄付管理実体(10)を備え、それに対して前記カード所有者の寄付は、前記寄付管理実体(10)により保有される商業口座を使用して、前記第1処理手段(40)からの前記カード所有者・寄付出力データ(43)のデータ転送によって支払い可能であり、

(e)前記寄付管理実体(10)は、

30

- 前記ペイメントカードの前記固有の識別(UID)及び前記関連する寄付係数(CF)に関するデータ、

- 前記第1データ処理手段(40)からのカード所有者・寄付出力データ(43)

、

- 複数の受益者を識別する受益者データ、並びに

- 前記カード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、受益者の間の分配を示す分配データ(32)(この分配データはそれぞれのペイメントカードの前記固有の識別と関連している)を受信して、処理するための第2データ処理手段(20)を有し、

(f)前記第2データ処理手段(20)は、前記分配データに従っているいろいろなカード所有者によってなされた前記寄付の前記いろいろな受益者に対する分配を表すデータ(80)を出力するように調整され、

40

(g)該管理システムは、カード所有者が、1人以上の受益者を各々選択するか、又は受益者のそれらの選択を変更し、必要なら、全てそれらのカードの前記固有の識別に関連して、2人以上の選んだ受益者の間の寄付の分配を選択するか、又は前記選択を変更し、第2データ処理手段により受信された前記分配データ(32)を構成するか又は更新することを可能にするために、データ入力手段(30)を更に備え、

それによって前記第1処理手段(40)は、各カード所有者により選択されたレベルで取引の金額と比例した寄付を表しているデータ(43)を提供するように動作し、前記寄付管理実体(10)の前記第2データ処理手段(20)は、前記カード所有者により選択

50

された前記受益者の間の前記集められた寄付の分配を表しているデータ(80)を提供するように動作することを特徴とするシステム。

【請求項2】

ペイメントカード(50)の前記寄付係数(CF)が、前記カードが発行される前に前記カード所有者によって選ばれたレベルで選択可能であり、前記カードが発行された時に選択された一定の値を有するか、又はカードが発行される前に、及び/又は後に前記カード所有者によって選ばれたレベルで選択可能である請求項1記載のシステム。

【請求項3】

前記データ入力手段が、カード所有者がアクセスしやすいインターネット・サイト(30)を含む請求項1記載のシステム。

10

【請求項4】

前記第2データ処理手段(20)及び/又は前記インターネット・サイト(30)が、カード所有者の前記寄付及び受益者に分配される前記寄付に関する統計(21)を提供するように構成され、前記統計は、許可されたカード所有者及び許可された受益者が前記インターネット・サイトでアクセス可能な請求項3記載のシステム。

【請求項5】

前記ペイメントカード・システムが、前記第1処理手段(40)により提供された前記カード所有者寄付出力データ(45)から、前記カード所有者によってなされた取引の報告書と共に前記カード所有者寄付の表示を提供する請求項1記載のシステム。

【請求項6】

前記カードの前記固有の識別(UID)が、数字又は英数字シーケンスの形である請求項1記載のシステム。

20

【請求項7】

前記ペイメントカードの前記固有の識別(UID)が、特に、銀行識別コードを表す数の第1シーケンス、カード所有者識別を表す数の第2シーケンス、及び制御番号から成る、標準のクレジットカード識別番号のような識別番号である請求項6記載のシステム。

【請求項8】

単一の寄付管理実体(10)が、ペイメントカードによる取引を処理及び/又は許可するいくつかの様々な実体から、カード所有者・寄付データを受け取る請求項1記載のシステム。

30

【請求項9】

前記第1データ処理手段(40)が、前記ペイメントカード・システムの前記データプロセッサの一部であるか、前記寄付管理実体(10)の一部であるか、又は前記ペイメントカード・システム(55)の前記データプロセッサ及び前記寄付管理実体(10)と協力する独立のユニット(40)である請求項1記載のシステム。

【請求項10】

前記カード所有者によってなされた取引の前記金額に関するデータが、取引及び/又は許可ネットワーク(70)によって、及び/又は前記カード所有者に対する前記ペイメントカード(50)を発行又は処理する前記機関によって提供され、前記第1データ処理手段(40)に供給される請求項1記載のシステム。

40

【請求項11】

いろいろなタイプのカード所有者支出の関数として寄付を受益者に割り当てるために分配データを提供するための装置を備える請求項1記載のシステム。

【請求項12】

請求項1記載の前記システムの寄付管理実体(CME)において、

- 前記ペイメントカードの固有の識別(UID)及び前記関連する寄付係数(CF)に関するデータ、
 - 前記第1データ処理手段(40)からのカード所有者・寄付出力データ(43)
- 、
- 複数の受益者を識別する受益者データ、並びに

50

- 前記カード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、受益者の間の分配を示す分配データ(32)(この分配データはそれぞれのペイメントカードの前記固有の識別と関連している)を受信して、処理するための第2データ処理手段(20)を備えるCMEであって、

前記第2データ処理手段(20)は、前記分配データに従っているいろいろなカード所有者によってなされた前記寄付の前記いろいろな受益者に対する分配を表すデータ(80)を出力するように調整され、

該CMEは商業口座を保有し、前記カード所有者寄付は、

- 該CMEに組み込まれた第1データ処理手段(40)を備える該CMEであって、(a)前記カード所有者・寄付出力データ(43)に基づいてデータ転送請求を関連するカード処理システムを行うためにその商業口座を使用し、(b)前記カード処理システムから対応する支払いをその商業口座で受け取るように構成された該CME、又は

- 該CMEと別である第1処理手段(40)と協力する該CMEであって、前記外部第1処理手段(40)からカード所有者・寄付出力データ(43)に基づいてデータ転送支払いをその商業口座で受け取るように構成される該CME、

によって、該CMEにより保有される前記商業口座を用いて、前記第1処理手段(40)からの前記カード所有者・寄付出力データ(43)のデータ転送によって支払い可能であるCME。

【請求項13】

請求項1記載の管理システムにおいて、前記収集した寄付を前記カード所有者により選択された複数の受益者に分配するために、ペイメントカード(50)の所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理する方法であって、前記カード所有者により選択された寄付係数と関連している固有の識別とそれぞれ関連する新規なカードを発行する段階、及び/又は前記カード所有者により選択された寄付係数を既存の発行されたカードの前記固有の識別と関連付ける段階を含む方法。

【請求項14】

請求項1記載の管理システムにおいて、前記収集した寄付を前記カード所有者により選択された複数の受益者に分配するために、ペイメントカード(50)の所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理する方法であって、

前記第1データ処理手段(40)に、前記それぞれのペイメントカードの前記固有の識別(UID)と共に前記寄付係数(CF)に関するデータを格納する段階と、

前記第1データ処理手段(40)が、寄付係数(CF)と関連したペイメントカードを有する各カード所有者のために、前記カードと関連した前記寄付係数により設定されたレベルに従って前記カード所有者によってなされた取引の前記金額と比例するカード所有者の寄付を示している出力データ(43, 45)を生成する段階と、

前記寄付管理実体(10)により保有された商業口座を使用して、前記第1処理手段(40)からの前記カード所有者・寄付出力データ(43)のデータ転送によって、前記カード所有者の寄付を寄付管理実体(10)に支払う段階と、

カード所有者・寄付出力データ(43)を前記第1データ処理手段(40)から前記寄付管理実体(10)の前記第2データ処理手段(20)へ転送する段階と、を含む方法。

【請求項15】

前記ペイメントカード・システムが、前記第1処理手段(40)により提供された前記カード所有者寄付出力データ(45)から、寄付係数と関連したペイメントカードを用いてカード所有者によってなされた取引の定期報告書と共に前記カード所有者寄付の表示を提供する請求項14記載の方法。

【請求項16】

いろいろなタイプのカード所有者支出の関数として寄付を受益者の間に割り当てるために分配データを提供する段階を含む請求項15記載の方法。

【請求項17】

10

20

30

40

50

請求項 1 記載の管理システムにおいて、前記カード所有者により選択された複数の受益者の間の前記収集した寄付の前記分配を管理する方法であって、

前記寄付管理実体 (1 0) の前記第 2 データ処理手段 (2 0) において、

- 寄付係数と関連した前記ペイメントカードの前記固有の識別 (U I D) に関するデータ、

- 前記第 1 データ処理手段 (4 0) からのカード所有者・寄付出力データ (4 3)

、
- 複数の受益者を識別する受益者データ、並びに
- 前記カード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、2人以上の受益者の間の分配を示す分配データ (3 2) (この分配データはそれぞれのペイメントカードの前記固有の識別と関連している) を受信して、処理する段階と、

データ (8 0) を前記第 2 データ処理手段 (2 4) から出力する段階であって、前記出力データ (8 0) は、前記分配データに従っていろいろなカード所有者により行われた前記寄付の前記いろいろな受益者に対する分配を表す段階と、

を含む方法。

【請求項 1 8】

前記第 2 処理手段 (2 0) がその出力データ (8 0) を各々基金を表している一連のデータバンク (1 0 1 ~ 1 0 5) に供給し、各基金は所与の公称値を有していて、前記公称値に達した時に閉じられ、前記出力データはいろいろな受益者の各基金における占有率を決定し、前記基金が前記寄付管理実体によって、又はそのために管理される期間各基金を閉じ、前記基金の最終的な金額がそれらの占有率に従って前記受益者に分配可能である請求項 1 7 記載の方法。

【請求項 1 9】

前記第 2 処理手段 (2 0) が、基金を 1 人の受益者の名で各々表す一連のデータバンク (1 1 1 ~ 1 1 5) にその出力データを供給する請求項 1 7 記載の方法。

【請求項 2 0】

請求項 1 記載の管理システムにおいて、カード所有者により選択された複数の受益者の間の前記収集した寄付を分配するために、前記カード所有者による財政的な寄付を発生させる方法において、前記カードを使用してなされた取引の額に比例して行われるはずの前記カード所有者が選んだ寄付のレベルを表わす、前記カード所有者により選択された寄付係数 (C F) と関連したペイメントカード (5 0) を保有するカード所有者により行われる方法であって、

- 前記カードを使用してなされた前記取引に比例して寄付を発生するために前記カード (5 0) を用いて取引をする段階と、

- 1 人以上の受益者を選択するか、又は受益者の選択を変更し、必要なら、2人以上の選択された受益者の間の寄付の前記分配を選択するか又は前記選択を変更するために、前記管理システムの前記データ入力手段 (3 0) を用いて前記第 2 処理手段の前記分配データ (3 2) を構成するか又は更新する段階と、

を含む方法。

【請求項 2 1】

請求項 1 記載の管理システムにおいて、前記収集した寄付を前記カード所有者により選択された複数の受益者の間に分配するために、ペイメントカード (5 0) の所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理する方法であって、

(a) 前記カードでなされた取引の金額に比例してなされた前記カード所有者の選んだ寄付のレベルを表す、前記カード所有者によって選択可能である寄付係数 (C F) を、前記カード所有者が前記カードを使用してなされた前記取引に比例して寄付をすることに決めるカードの前記固有の識別と関連付ける段階と、

(b) 前記第 1 データ処理手段 (4 0) に、前記それぞれのカードの前記固有の識別と共に前記寄付係数に関するデータを格納する段階と、

(c) 前記第 1 データ処理手段 (4 0) は、固有の識別が寄付係数と関連しているペイ

10

20

30

40

50

メントカードを有する各カード所有者のために、前記カードに関連した前記寄付係数によって設定されたレベルに従って前記カード所有者によってなされた取引の金額と比例してカード所有者の寄付を示している出力データ(43, 45)を作成する段階と、

(d) 前記寄付管理実体(10)により保有される商業口座を使用して、前記第1処理手段(40)からの前記カード所有者・寄付出力データ(43)のデータ転送によって、前記カード所有者の寄付を寄付管理実体(10)に支払う段階と、

(e) 前記寄付管理実体の前記第2データ処理手段(20)において、

- 前記ペイメントカード(50)の前記固有の識別及び前記関連する寄付係数(CF)に関するデータ、

- 前記第1データ処理手段(40)からのカード所有者・寄付出力データ(43)

10

- 複数の受益者を識別する受益者データ、並びに
- 前記カード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、2人以上の受益者の間の分配を示す分配データ(32)(この分配データはそれぞれのペイメントカードの前記固有の識別と関連している)を受信して、処理する段階と、

(f) 前記第2データ処理手段(20)から、前記分配データ(32)に従っているいろいろなカード所有者によってなされた前記寄付の前記いろいろな受益者に対する分配を表すデータ(80)を出力する段階と、

(g) カード所有者が、1人以上の受益者を各々選択するか、又は受益者のそれらの選択を変更し、必要なら、全てそれらのカードの前記固有の識別に関連して、2人以上の選んだ受益者の間の寄付の分配を選択するか、又は前記選択を変更することを可能にする前記管理システムのデータ入力手段(30)を用いて、前記第2処理手段(20)の前記分配データ(32)を構成するか又は更新する段階と、

20

を含む方法であって、

それによって前記ペイメントカード・システムの前記第1処理手段(40)は、各カード所有者により選択されたレベルで取引の金額と比例した寄付を表しているデータ(43)を提供するように動作し、前記寄付管理実体(10)の前記第2データ処理手段(20)は、前記カード所有者により選択された前記受益者の間の前記集められた寄付の分配を表しているデータ(80)を提供するように動作することを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、ペイメントカードの所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理し、並びに収集した寄付をカード所有者により選択される複数の受益者の間で、特にいろいろな慈善団体の間で分配するためのシステム及び方法に関する。

【背景技術】

【0002】

慈善的な寄付を集めるためのクレジットカードの使用はすでに提案されている。

【0003】

慈善カードは新しい概念でない。多くの銀行及びカード会社がそれらを発行している。通常、カード所有者がカードを使用する時、銀行又はカード会社は、そのカードにおけるユーザーの支出のごくわずかを通常銀行の選んだ慈善団体に寄付する。あるいは、それらは取引当たり固定額を寄付する場合がある。この場合の寄付は、銀行又は発行人によって行われて、カード所有者によってではない。

40

【0004】

また、クレジット及びチャージ・カード・ユーザーのための特定の処理システムによって、カード発行会社又は銀行が、この種のカード所有者の取引によるカード所有者の支出によって引き起こされるそれ自体の収益の一部を寄付することが可能であるシステムも存在する。これは、カード所有者が、カード所有者が銀行の寄付がどの慈善団体に行くのを好むかについて識別する銀行又はカード会社が発行しているカードを使用することによ

50

て、処理会社又は取引ネットワークがカードの裏の磁気帯に含まれるデータを識別することにより遂行される。

【0005】

これらの線に沿って、特許文献1は、クレジットカード所有者は、彼がクレジットカードを使用して購入する時はいつでも、カード所有者が選択する慈善団体へ寄付できる方法を提案した。クレジット/チャージカードはその磁気帯で寄付を受け取る慈善事業口座を識別する。カード・ユーザーの取引はネットワーク取引プロセッサにおいて送信される。寄付に関わるそれらの取引はカードの磁気帯から慈善事業口座の存在により識別されて、専用の取引プロセッサにおいて処理されるが、寄付に関わらない取引は標準処理請求書作成機において別に扱われる。寄付された額は銀行又はカード発行組織によって支払い可能であるか、又はカード所有者は彼が選択した慈善団体に払う額を加えることができる。しかしながら、カード所有者が慈善団体を変えたい場合は、これはカードの磁気コードの変更を意味する。さらに、寄付の有無にかかわらず取引のための分割請求システムは、クレジットカード取引プロセッサのための更なる作業を生成する。

10

【0006】

特許文献2は、消費者が取引からの小銭を慈善事業口座へ寄付することを可能にするためにPOS取引を扱うためのシステム及び方法を記載している。

【0007】

特許文献3は、寄付に関するデータが中央位置へ発信される販売ステーションにおいて慈善の寄付を集めることを記載している。

20

【0008】

特許文献4は、クレジットカードが慈善団体のブラインド識別子を含むクレジットカード・システムを用いて資金を複数の慈善団体に投入する方法を記載している。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】米国特許第5,466,919号明細書

【特許文献2】米国特許第6,088,682号明細書

【特許文献3】米国特許第5,546,303号明細書

【特許文献4】米国特許出願公開第2004/0024698号明細書

30

【特許文献5】米国特許第6,014,635号明細書

【非特許文献】

【0010】

【非特許文献1】Keith Klamond等による論文 "Credit Card Transactions Real World and Online"

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

本発明の目的は、ペイメントカードの所有者からの財政的な貢献又は寄付の発生及び収集を管理するために、並びに収集した寄付をいくつかの受益者、例えばカード所有者により選択される慈善団体に分配するために、前述のタイプのシステム及び方法を提供することである。本発明のシステムにおいて、寄付のレベルはカード所有者によって予め選択され、カード所有者によって設定されるレベルの寄付の収集の処理は単純化される。さらに、収集した寄付の分配は、カード所有者が望む時はいつでも、彼の寄付の受益者、及び、必要に応じて、いろいろな受益者の間の寄付の分配を、カード又はそのコーディングを変えるいかなる必要もなしに変更できるという点で、容易で柔軟性がある。

40

【0012】

このタイプの管理システムは、ペイメントカードをカード所有者に発行する機関を含むペイメントカード・システムの一部を構成することができ、そこではカードを使用する取引が取引ネットワークを介して処理され、カードは、固有の識別で、通常、数字又は英数

50

字のシーケンスの形でそれぞれ関連付けられる。ペイメントカード・システムは、好ましくは商業口座による小売商の支払いを含む、ペイメントカードで行われる取引を処理するために、及び個々のカード所有者のペイメントカードを使用してなされる取引の明細書を個々のカード所有者に与えるために、取引ネットワークを介してPOSに接続可能であるデータプロセッサを有する。

【0013】

この種のペイメントカード・システム及びそれらの取引ネットワークの詳細は、例えば特許文献5に記載され、そこではペイメントカードは取引カードと呼ばれる。

【課題を解決するための手段】

【0014】

本発明によれば、上述したタイプの管理システムは以下の特徴によって特徴づけられる。

【0015】

(a) それは、カードを使用してなされた取引に比例して寄付をすることを選ぶカード所有者のために一組のペイメントカードで動作し、これらのカードの各々は、固有の識別によってカード所有者により選択可能である寄付係数に関連付けられて(即ち、ペイメントカード・システムで電子的に、カード自体において物理的にではなく)、カードでなされる取引の額に比例してなされる寄付のカード所有者の選択レベルを表す。

【0016】

(b) それは、それぞれの寄付カードの固有の識別と共に寄付係数データを格納する第1データ処理手段を備える。

【0017】

(c) 第1データ処理手段は、寄付係数と関連したペイメントカードを有するカード所有者毎に、カードと関連した寄付係数によって設定されたレベルに従ってカード所有者によってなされた取引の金額の一部であるカード所有者の寄付を示す出力データを生成するように構成される。

【0018】

(d) それは、カード所有者の寄付が、寄付管理実体により保有される商業口座を使用して、前記第1処理手段からのカード所有者・寄付出力データのデータ転送によって支払い可能である寄付管理実体を備える。換言すれば、第1データ処理手段からのカード所有者・寄付出力データは、寄付管理実体により保有される商業口座として扱われるか、又は送出されるか、又は請求され、それによってカード所有者の寄付はその商業口座を経由して寄付管理実体にデータ転送することによって支払い可能である。

【0019】

(e) 寄付管理実体は、以下のデータを受信して処理するための第2データ処理手段を有する。

- 寄付係数と関連したペイメントカードの固有の識別に関するデータ、
- 第1データ処理手段からのカード所有者・寄付出力データ、
- 複数の受益者を識別する受益者データ、及び
- カード所有者により選択されたそれらの受益者、

及び、必要なら、数人の受益者の間の分配を示している分配データ(この分配データはそれぞれのペイメントカードの固有の識別と関連している)。

【0020】

(f) この第2データ処理手段は、前記分配データに従っているいろいろなカード所有者によってなされる寄付のいろいろな受益者への分配を表すデータを出力するように構成される。

【0021】

(g) 最後に、管理システムは更に、カード所有者が、1人以上の受益者を各々選択するか、又は受益者のそれらの選択を変更し、必要なら、全てそれらのカードの前記固有の識別に関連して、数人の受益者の間の寄付の分配を選択するか、又は前記選択を変更し、

10

20

30

40

50

第2データ処理手段の前記分配データを構成するか又は更新することを可能にするためにデータ入力手段を備える。

【0022】

全体として、システムは、第1データ処理手段が、各カード所有者により選択されたレベルで取引の金額と比例した寄付を表しているデータを提供するために動作し、寄付処理実体の第2データ処理手段が、カード所有者により選択される受益者の間の収集した寄付の分配を表しているデータを提供するために動作するように構成される。

【0023】

本発明のシステムは、このように、カード所有者からの財政的な寄付の収集を管理して、簡略化された方法でカード所有者により選択される数人の受益者の間で収集した寄付を分配する（各カード所有者は1つあるいは複数の受益者を選択できることが理解されている）。

10

【0024】

本発明のシステムは、周知の慈善カード構成の制限を克服して、周知の認められたペイメントカードを使用して広範囲にわたる慈善の寄付を可能にする。本発明のペイメントカードを使用する慈善の寄付の大規模な収集は、慈善団体がそれ自体を組織することは実行不可能である。従って、本発明は、その唯一の利益のためのカードを発行している唯一の慈善団体という状況で達することができない、ある程度のスケールメリットを生成する。

【0025】

貢献又は寄付は、カード所有者によって設定され、取引の額と比例しているレベルでカード所有者に請求される。カード所有者は、システムのデータ入力手段、通常そのインターネット・サイトと情報をやりとりすることによって、寄付係数を選択し、変更できる。本発明のシステムの参加者により発行されるカードの場合、寄付係数は、カードが発行される前に、カード所有者によって選ばれるレベルで選択可能であり、カードが発行された時に選択された一定の値を有することができる。

20

【0026】

寄付を含む、カードに関するすべての取引は、周知のクレジットカード又は他のペイメントカードに関しては通常の方法で処理可能である、即ち、寄付の支払いは、ペイメントカード・システムにより登録された小売商に対する支払いと全く同一の方法で処理される。これは、寄付のための、及び通常取引のための別々の支払い処理を有することと比較して、ペイメントカード処理者又は発行人にとっての大きな簡略化を意味する。しかしながら、取引を処理するいろいろな方法を考察することができる。

30

【0027】

第1データ処理手段は、ペイメントカード・システム（ペイメントカード発行人、処理者、及び/又は取引/許可ネットワーク及びクリアランス/決済システム、例えばVISA（商標）又はマスターカード（商標））のデータプロセッサの一部であってもよく、又はそれは第2データ処理手段も含む寄付管理実体の一部であってもよく、又はそれはペイメントカード・システムの前記データプロセッサ及び寄付管理実体と連動する別のユニットであってもよく、又は上記の混成を含む他の構成が可能であり、例えば、ここでは第1処理手段の機能の一部はペイメントカード・システム及び寄付管理実体のうちの1つと関連し、第1処理手段の機能の他の部分は他と関連している。

40

【0028】

カード所有者によってなされる取引の金額に関するデータは、取引及び/又は許可ネットワークによって、並びに/あるいはペイメントカードを発行又は処理する機関によって提供可能であり、このデータは第1データ処理手段に供給される。

【0029】

本発明の結果として生じる利点は、それが、既存又は新規のカードを使用して、並びにこの種のシステムの最小の中断で既存のペイメントカード・システムに組み込み可能な容易さ及び柔軟性であるが、これらのシステムは構築されて組織されたものであってもよい。

50

【 0 0 3 0 】

ペイメントカードが、例えばブランド・カードとして、本発明のシステムの参加者によって発行されるか、又は既存のカードであるか否かにかかわらず、カードに関連した寄付係数（アップリフト）をカード所有者に負わせることが可能なくつかの方法がある。これらはペイメントカード・システムのさまざまな参加者の間の取り決めに依存する。

【 0 0 3 1 】

1つの実施例において、カード発行人／処理者は、それが保持するカード所有者に関する寄付係数情報に基づいて、カード発行人／処理者により算出されたアップリフトの額をカード所有者の口座に加える。この追加（内部的に適用）費用は、取引許可システム、例えばVISAの必要を回避してもよいし、しなくてもよい。この方法は、本発明のシステムへの特定のカード発行人の関与を要求する。

10

【 0 0 3 2 】

他の実施例では、カード発行人／処理者は、その代わりに寄付管理実体にカード所有者に関する取引量データを提供し、寄付管理実体（CME）は、例えば「顧客は存在しない」タイプの取引として、カード所有者に対して費用を値上げする。この費用はシステムにとって公知であるカード所有者の寄付係数に基づく。この方法はまた、本発明のシステムへのカード発行人／処理者の関与を必要とする。

【 0 0 3 3 】

処理ネットワーク（例えばVISA）又はペイメントカード・システムの他の部分の関与を必要とする、更に他の実施例において、アップリフトをカード所有者に請求するためにCMEにより要求される取引データは、取引ネットワーク（VISA）から得られる。これによって、特に、CME／システムは、カード発行人が誰であるかにかかわらず、アップリフトをカード所有者に請求することが可能であり、この場合、本発明のシステムへのカード発行人／処理者の関与は必要でない。

20

【 0 0 3 4 】

上記例に加えて、必要なデータがいろいろなソースから入手可能であるので、アップリフトは計算されて、本発明のシステムのさまざまな参加者によってカード所有者の口座に請求できる。

【 0 0 3 5 】

カードの寄付係数（また、受益者データ）に関するデータが、カードによってではなくペイメントカード・システムにより保持されるという事実は、本発明のシステムの実行における大きな柔軟性を可能にし、例えば、本システムが、代替カードばかりでなく、発行される新規なカード及び既存の発行されたカードにも適用できることを意味する。

30

【 0 0 3 6 】

ペイメントカード・システムの第1処理手段は、カード所有者によってなされるすべての取引の定期的、例えば毎月の報告書に加えて、通常の方法での取引を処理し、カード所有者によって支払われる寄付の指示を提供することが好ましい。これらの報告書を受けると、カード所有者は通常の方法で支払う。

【 0 0 3 7 】

第1データ処理手段がカード取引を処理する機関の一部である時、所与のレベルの貢献／寄付はCMEによって保有される商業口座に支払われる様に扱われる。寄付は、いろいろなカード所有者のいろいろなカードの全てに対して集められて、この商業口座にためられる。このように、貢献／寄付の全てはそれらの商業口座を経て寄付管理実体に支払われる。

40

【 0 0 3 8 】

CMEの商業口座は以下の通りに機能する。第1処理手段がCMEの外側にある時、それはカード所有者・寄付出力データをCMEの商業口座へ提供できる。一方では、第1処理手段がCMEの一部であり、その場合、CMEが、1つ以上のペイメントカード発行人又は処理者から、あるいは取引許可システムから受け取ったデータの関数としてカード所有者・寄付出力データを提供する場合は、このカード所有者・寄付出力データは、CME

50

の商業口座からカード所有者の口座へ手数料として適用できる（そして、この場合、CMEは、請求次第又は定期的に、カード所有者・寄出力データに基づいて報告書を作成することもできる）。

【0039】

すべてのケースにおいて、ためられた総額又は寄付金は、所与の時にCMEの商業口座に支払われる。

【0040】

ためられた寄付は、それから、カード所有者、通常さまざまな慈善団体により選択された受益者に寄付金を分配するために、寄付管理実体/組織の第2処理手段により処理される。これらの受益者/慈善団体は、システムの上述のデータ入力手段と情報をやりとりするカード所有者により選択可能であり、それは許可されたカード所有者が利用しやすいインターネット・サイトによって実行されることが好ましい。このように、カード所有者は、指定された慈善団体又は複数の慈善団体を選択したり、又は指定された慈善団体、又は2つ以上の選択された慈善団体間の寄付の分配を、いつでも、及びカード又はそのコーディングを変更又は改める必要なしに変更できる。このインターネット・サイトは、カード所有者の寄付及び受益者に配布される寄付に関する統計を提供するように都合よく構成されることが可能であり、これらの統計は、許可されたカード所有者及び参加している慈善団体、又は他の受益者にアクセス可能である。

10

【0041】

本発明のシステムはすべての参加者のための利点を意味する。受益者（慈善団体）のために、システムは、個々のイニシアティブによって実現できなかった、お金を連続的に増やす費用効果的な手段を表す。受益者/慈善団体はシステムの賛同者とみなされる。それらはシステムの代わりに広告する必要はなく、それら自体の資金繰りイニシアティブに関してのもめごとを回避する。カード所有者のために、システムは慈善事業に寄付する簡単で実用的な手段を提供する。更にまた、カード所有者は、時々選択を変えて、国際援助発生に対応する能力を有する。システムにおけるカード処理及び発行の会社の関与は、それらの既存の動作の変更をほとんどなしで処理量及び収益の増加をもたらす。カード発行人は、例えば、システムのカードへ移るクライアントからのそれらの支払い請求額を増やし、システム・ブランド・カード発行人は他の発行人及び処理会社から顧客を獲得することもできる。参加している発行人は、何人のカード所有者がシステムのウェブサイトで彼らの既存のカードを登録するかによって、それらの処理量も増加させる。

20

30

【0042】

上述のように、受益者は例えば慈善団体であるが、政党、教会のような宗教団体、スポーツ・チーム、環境又は他の活動家のグループ、援助エージェンシー及び組織、又はそのすべてが政府若しくは非政府団体でもよい災害の場合に基金を集める組織を含むこともできる。受益者は、下位カテゴリー、例えば、貧困関連慈善団体、飢餓救済慈善団体、児童慈善団体、身体障害、環境、ホームレス、ホスピス、医療健康、国際援助、動物保護施設及び慈善団体、芸術文化等に分類できる。国際援助慈善団体の場合、カード所有者は、災害の場合には彼の慈善事業選択オンラインを急いで変更可能である。受益者は、例えば個々のカード所有者のための個人預金口座であってもよい。寄付管理組織又はシステムを管理している別の実体は、カード所有者により選択可能な受益者/慈善団体のリストを保管し、例えば新しいカード所有者の依頼により新しい受益者をリストに加えることは可能である。いろいろな国又は地域のために受益者のいろいろなリストがあり得る。寄付管理又は組織実体は、それらの申請が承認されたあとに加わる新しい受益者/慈善団体でウェブサイトを定期的に更新できる。システム・ウェブサイトでオンラインを適用して、オンライン又はオフラインの承認手順を受けるために予期される受益者/慈善団体を提供することも可能である。

40

【0043】

ユーザーの受益者の選択を単純化するために、CMEは類似の目的を有するいくつかの慈善団体又はいろいろな目的をもつ一群の慈善団体を各々含む基金の選択のオプションを

50

提供することができ、ユーザーは分類された慈善団体の間の寄付の分配を選択するオプションを与えられることが可能である。分類された慈善団体間の寄付の分配は、あるいはシステムによって行うことができる。

【0044】

単一の寄付管理実体が、取引をペイメントカードで処理する1つの金融機関の第1データ処理手段から、又は取引をペイメントカードで処理する異なる金融機関と各々関連したいくつかの異なる第1データ処理手段から、カード所有者・寄付データを受け取ることが可能である。換言すれば、いくつかのカード処理機関（例えば、いくつかの異なるタイプのクレジット又はデビットカードあるいは他のペイメントカード）からの寄付は、1つの寄付管理実体によって中央で処理可能である。

10

【0045】

本発明はまた対応する方法に係する。

【0046】

ペイメントカード処理機関の活動を含んでいてもよい態様において、本発明は、カード所有者によって選ばれた複数の受益者に収集した寄付を分配するために、ペイメントカードの所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理する方法を提案し、上記のような管理システムでは、方法は、カード所有者によって選ばれる寄付係数と関連している固有の識別と各々関連した新規なカードを発行する段階と、及び/又は既存の発行されたカードの固有の識別をカード所有者によって選ばれた寄付係数と関連させる段階と、を含む。

20

【0047】

方法が新規なカードを発行する段階に関わる時、カード発行実体は、それらの固有の識別と共にそれぞれのカードの寄付係数に関するデータを第1データ処理手段及び寄付管理実体に転送する。

【0048】

方法がカード所有者によって選ばれる寄付係数を既存のカードの固有の識別と関連させる段階に関わる時、これは、カード所有者が、システムのデータ入力手段（通常、システムのウェブサイト）に彼のカードの固有の識別を入力し、次に寄付係数（及び、この段階で任意に、又は後でシステムのウェブサイトで、いろいろな個々にリストされた受益者の間の、又は受益者のグループの間の寄付の分配）を選択することによって達成できる。この場合、システムのデータ入力手段（通常、ウェブサイト）は、それらの固有の識別と共にそれぞれのカードの寄付係数に関するデータを第1データ処理手段及び寄付管理実体に転送する。

30

【0049】

この方法はまた次の段階を含んでいてもよい。

- 第1データ処理手段に、それぞれのペイメントカードの固有の識別と共に寄付係数に関するデータを格納する段階、

- 第1データ処理は、寄付係数と関連したペイメントカードを有するカード所有者毎に、カードと関連した寄付係数によって設定されたレベルに従ってカード所有者によってなされた取引の金額の一部であるカード所有者の寄付を示している、出力データを生成する段階、

40

- 前記第1データ処理手段からのカード所有者・寄付出力データを商業口座として処理するか、又は前記カード所有者・寄付出力データを寄付管理実体により保有される商業口座を伝え、それによってカード所有者の寄付はその商業口座を経て寄付管理実体にデータ転送によって支払い可能である段階、及び

- 第1データ処理手段からのカード所有者・寄付出力データを寄付管理実体へ転送する段階。

【0050】

寄付管理実体の活動をカバーする他の態様において、本発明は、上記のような管理システムで、カード所有者により選択される複数の受益者の間の集めた寄付の分配を管理する方法を提案し、方法は、

50

- 寄付係数と関連しているペイメントカードの固有の識別に関するデータ、
- 前記第1データ処理手段からのカード所有者・寄付出力データ、
- 複数の受益者を識別する受益者データ、及び
- カード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、カード所有者により選択される数人の受益者の間の分配を表わす分配データ（この分配データはそれぞれのペイメントカードの固有の識別と関連している）を受信して、寄付管理実体の第2データ処理手段で処理する段階と、第2データ処理手段からデータを出力する段階と、を含み、その出力データは、前記分配データに従っているいろいろなカード所有者によってなされる寄付のいろいろな受益者への分配を表す。

【0051】

カード所有者の活動をカバーする更に他の態様において、本発明は、上記のような管理システムで、収集した寄付をカード所有者により選択される複数の受益者に分配するためにカード所有者から財政的な寄付を生じさせる方法を提案し、方法は、カードでなされる取引の額に比例してなされる寄付のカード所有者の選択レベルを表わす、カード所有者により選択される寄付係数と関連したペイメントカードを保有するカード所有者によってなされる次の段階を含む。

- カードを使用してなされる取引に比例して寄付するためにカードを用いて取引する段階、及び

- 1人以上の受益者を選択するか、又は受益者の選択を変更し、必要なら、2人以上の受益者の間の寄付の分配を選択するか又は選択を変更するために、管理システムの前記データ入力手段を使用して第2処理手段の前記分配データを構成するか又は更新する段階。

【0052】

本発明はまた、上記のような管理システムで、ペイメントカードの所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理し、並びにカード所有者により選択される複数の受益者に集めた寄付を分配するための全体の方法を提案する。

【0053】

本発明のシステム及び方法で使用するペイメントカードは、クレジット又はチャージカードであるが、同時に顧客口座に関連して銀行によって通常発行されるデビットカードであってもよい。二重目的（デビット及びクレジット）版も考察される。

【0054】

クレジットカード取引は、カード所有者が購入後にいつか支払うキャッシュレス支払いを提供する。通常、予め定められた信用限度がある。周知のブランドのクレジットカードは、VISA（商標）、MasterCard（商標）、American Express（商標）、JCB（商標）、及びDISCOVER（商標）を含む。

【0055】

チャージカードは特定の信用限度なしのキャッシュレス支払いを提供するが、支払いは購入取引より後に設定される。支払いは通常月/支払い請求期間末に予定される。周知のブランドのチャージカードは、American Express（商標）及びDiners Club（商標）を含む。

【0056】

デビットカード及び関連した取引は、通常、発行銀行のカード所有者の銀行預金口座に直接リンクされ、いかなる取引もその後直ぐにその口座から引き落とされる。周知のブランドのデビットカードは、Maestro（商標）、Switch（商標）、及びCirrus（商標）（ATM）を含む。

【0057】

本発明のシステムでも使用できる二重目的カードの場合には、カードが提示されるたびに所有者に取引タイプの選択を与える単一カードが発行されてもよい。このカードは銀行又は他の機関により発行されてもよい。

【0058】

10

20

30

40

50

本発明はまた、一種のデビットカードであるプリペイドカードにも適用される。

【0059】

本発明はまた、例えばそれ自体の店舗のみの購入品のためにチェーンストアにより発行されるペイメントカードにも適用される。この種のカードは、割引又は他の利益をしばしば提供して、「フィデリティカード」と呼ばれる場合がある。

【0060】

本発明のシステムで使用するペイメントカードは、カードが現在処理される方法ですべての標準取引タイプと互換性を持ち、特にペイメントカードは、商品とサービスの購入及び現金引き出しを含むすべての通常取引に関連して使用可能である。ペイメントカード取引に関する更なる詳細は、www.virtualschool.edu/mon/ElectronicProperty/klamond/creditcard.htmで、及びウェブサイトwww.corporate.visa.com/md/fs/corporate/transactions.jspでも、非特許文献1に公表されている。

10

【0061】

ペイメントカードの固有の識別は、例えば、特に銀行識別コードを表わす数の第1シーケンス、カード所有者識別を表わす数の第2シーケンス、及び制御番号から構成される、標準的なクレジットカード識別番号のような識別番号であってもよい。しかしながら、必要であれば、アルファベット記号が固有の識別に含まれていてもよく、又は他のタイプの固有の識別を使用可能である。例えば、本発明のシステムのペイメントカードは、数字又は英数字シーケンスの形の、特別な符号化を必要としない、その固有の識別により識別される標準的なペイメントカードであってもよい。

20

【0062】

通常、本発明のシステムで使用するペイメントカードは、標準寸法（例えば、 85.60×53.98 mm、及び厚さ 0.76 mmとしてのISO/IEC 7810標準）に作られるほぼ矩形のプラスチック積層体であり、カード識別を含むデータがコード化された、標準化された磁気ストライプを含む。カードは、記憶チップを組み込んだスマートカード（「チップ及びPIN」としていくつかのマーケットで知られているシステム）であってもよい。これらのカードは、関連した取引ネットワーク・コンピュータシステムにアクセスするために、ケーブル又はワイヤレス手段によって通信ネットワークに接続されているスワイプ又はプッシュインのような標準カード読み取り装置と互換性を持つ。プラスチック・カードは、クレジットカードではよくあるように、エンボス加工された識別番号を有していてもよく、カード印をとるための旧式なスライド・オーバー装置でもそれらを使用可能にする。

30

【0063】

あるいは、カードは、携帯電話、スマートフォン、又はPDAのような電子装置に組み込まれた、例えば仮想カードであってもよい。カード・タイプは、例えば、コンタクトレス又は「ウェイブ・アンド・ペイ(Wave and Pay)」として公知であるものでもよく、そこではカードは、ユーザーが店舗の検出器を通る時に無線信号を発する小型のRFエミッタを組み込む。この種のシステムは、例えばスーパーマーケット等において、低価格の物を大量に購入するのに役立つ。この種のカード・タイプのための用語は、近距離無線通信又はNFCと呼ばれることがある。使用する正確なペイメントカード・タイプに関係なく、使用するこの種のカード・タイプ又は仮想カード・タイプは、取引ネットワークを介して支払いをするように構成されて、システムに公知の固有の識別と常に関連付けられて、それによってそれはシステムに格納される寄付係数に関連付けることができ、更に個人識別コード、例えば、カード所有者及びシステムにとって公知のPINコードを任意に有する。

40

【0064】

ユーザーが彼の既存のカードをシステムに登録する場合は、彼は固有の識別を構成する彼自身のカード番号を知っている必要がある。固有の識別がチップにのみありカードにはない場合、ユーザーはセキュリティ・アクセス、例えばPINコードを知っていればよい。

50

【 0 0 6 5 】

本発明のシステム及び方法で使用するペイメントカードは、ペイメントカードで通常行われる全ての種類の取引に、通常の方法で使用可能である。これは、一方ではPOS取引を含み、そこではカードは、カードの磁気帯からカード番号を読み取って、番号及び他のデータを取引ネットワークを介してカード処理実体に送信する、スワイプ又はブッシュイン読取り器に通され、他方ではインターネット取引を含み、そこではカード所有者はカード番号、有効期限、及び場合によりセキュリティ・コードを入力する。後者は、特許文献1の上述の方法によっては可能でなかった。

【 0 0 6 6 】

本発明のシステムで使用するペイメントカードは、特に、インターネット上の機密保護された取引のすべての形態で使用可能である。

10

【 0 0 6 7 】

集積化記憶チップを有するカード及び電子装置に組み込まれるそれらは、PINコードのような個人識別コードを通常使用する機密保護された取引に特に役立つ。

【 0 0 6 8 】

カードを使用するためのアクセスの他の安全な手段は、生体認証技術、例えば、指紋、虹彩認識等を含む。

【 0 0 6 9 】

カード所有者の識別はシステム管理者又は寄付分配実体にとって公知でないことが望ましい（国毎に異なることがあるデータ保護目的のために）と考えられる場合は、システムのウェブサイトアクセスできるパスワードはその代わりにカード発行人により発行されていてもよい。システム管理者又は寄付分配実体はパスワードとカードの固有の識別との間の関連の記録を有し、それはその目的に充分である。

20

【 0 0 7 0 】

本発明は、本発明のカードの所有者が、連続的に、全体のカード支出の所定レベルに従って、彼らの選んだ慈善団体に組織的に寄付できるように設計されていて、寄付の収集及び分配の管理を簡略化してユーザーの選んだ慈善団体に分けられる。

【 0 0 7 1 】

慈善の寄付と個人支出とを関連づけることによって、我々は、多くの人々がしたいと望むが、その時間を決して見つけられない何かを受動的に、且つ便利にすることができる。我々が慈善事業にどの程度寄付するかを我々がどの程度自由に使えるかにリンクすることは、フェアで正当な概念であるようである。本発明のペイメントカード・プロセスによって、カード所有者が、潜在的に一回限りの指示又は処置の組合せによって、こうすることが可能であり、その一方で、ペイメントカード取引の処理は周知のペイメントカードと同じままであってもよく、選択された慈善団体の間の分配は、カードを何ら変更することなしに登録又は更新可能な、カード所有者の選択に従って行われる。カード所有者が彼のカード支出に正比例して連続的に余儀なく寄付するので、慈善事業にどの程度寄付するかを知るといった問題も解消される。このように、本発明のシステムは、これまで可能でなかった慈善的寄付に対する実用的で使い勝手が良い解決策を提供し、更に、従来の慈善カード・システムの境界及び限界をはるかに越える柔軟性及びユーザー制御を提供する。それでも、既存の慈善事業提携ペイメントカードの所有者は、本発明のシステムにそれらに登録できる。更に、カード所有者は、彼らが使用するカード製品に固有であるいかなる利点も享受し続けることができる。

30

40

【 0 0 7 2 】

本発明のペイメントカードの広範囲にわたる分配及び採択の結果は、さもなければ達成可能でないレベルの重要な慈善の基金調達を便利で煩わしくない方法で生じさせることである。使用される技術的な手順は、人間の管理（及び、慈善団体によって現在負担されているこの機能の関連する高いコスト）をほとんど除去し、経済的で使いやすい、カード所有者（寄付者）によって、アクセス可能且つ制御可能であるウェブアクセスされるプラットフォームでそれを置き換えることによって、とりわけ、資金集め及び慈善資金の分配を

50

容易にする。

【0073】

システムのウェブサイトでオンラインでユーザーによって与えられる指示の潜在的に一回限りのセットと結合される寄付係数についての彼の選択又はレベルは、彼の寄付の収集、分配、及びそれに続く投資を推進する。

【0074】

まず最初に個人ユーザーを狙うにもかかわらず、本発明のシステムのペイメントカードでは、会社カードを使用する従業員が会社寄付が目指す所について言う権利があるようにできるので、それは会社の関心を引きつけることができる。従業員はこれが間接的な特権であると実際に考えることができる。

10

【0075】

本発明のシステムは、慈善団体が負担する繰り返しのマーケティング及び広告費を多く削減し、慈善団体はそれらの特定の理由の継続的認識を引き起こすことを要求される。このように、本システムは、本プログラムと関連した慈善団体によって活発に促進されようである。

【0076】

慈善団体からの物理的な入力はいらない。本発明のシステムによって、慈善団体は、潜在的寄付者の幅広い観衆の目にさらされるであろう。更にまた、個人がシステムへの加入のために特定の（おそらくより小さい）慈善団体を指名する可能性は、広告するための資金を有しない小さい組織さえも、より大規模な組織と同様に、幅広い全世界の観衆の目にさらされることを意味する。

20

【0077】

本発明のペイメントカード・システムは、例えば以下の要素も含む。

【0078】

いかなる既存のペイメントカードも、本システム、例えば本システムのウェブサイトによってそれを登録することによって簡単に本発明のシステムで使用可能である。

【0079】

あるいは、発行会社は、第1例において、本発明のカードを、例えばブランド・ペイメントカードとして提供する（そのクレジット/チャージカード発行及び処理パートナーを介して）。このカードは、ユーザーの通常のクレジット/チャージカード/又は他のペイメントカードと交換して提供されることになっていて、更に、予め設定された基準に従って効率的及び費用効果的な方法であり、重要なことに、彼のカード支出に正比例して彼の選んだ慈善団体に寄付する実用的な手段をユーザーに提供する。

30

【0080】

本システムは、単一の会社又は複合企業又はコンソーシアムにより運営可能であり、その場合、カード発行実体は寄付管理実体と同じであってもよく、又はそれらは、同じ実体の異なる部門であってもよい。本システムが会社又は他の実体の合併事業又はグループにより運営されることも可能であり、その場合、1つ以上の別々のカード発行会社、1つ以上のカード処理会社、及び寄付管理実体は、全てが互いに協同して、共通のウェブサイトを使用できる。いくつかの国の既存の協定では、カード発行人及びカード処理会社は異なる。他の国では、これらの機能は同じ組織により実行される。

40

【0081】

通常、本発明のシステムは、カード処理操作の何らの変更無しに、既存のペイメントカード組織に取り入れ可能である。例えば、本発明は、銀行及び参加小売商を連結するVisaNet（商標）ネットワークのような利用できる通信ネットワークを利用して、以下を含むアプリケーションを実行できる。

- ・ リアルタイムの許可要請及び承認の送信、
- ・ 会員銀行間の清算及び支払いの実行、
- ・ 予め設定されたパラメータに従ってカード発行人に代わって許可を決定する等の代理の処理サービス、及び

50

- ・ カード所有者認証、不正スクリーニング及び取引記憶及び検索等の他のサービス

【0082】

PayPal（商標）を用いる支払い及びペイメントカードを用いる他のインターネット・ペイメントシステムも可能である。

【0083】

カードに特徴付けられた取引処理ネットワーク（例えば、VISA（商標））が受け入れられる所ではどこでも、ペイメントカードを用いる取引は可能である。本発明のシステムのコンテキストの中で使用されるカードは、通常のネットワーク処理環境の範囲内で使われる、すべての周知のペイメントカード・タイプ用に設計される。

10

【0084】

本発明の一実施形態において、本発明のシステム及び方法のペイメントカードは、CMEでもよい発行会社により発行されることがわかり、カード所有者の経験は完全にブランド環境にある。実際的な言い方をするなら、処理（信用チェック、カード発行、支払い請求、及び現金収集）のすべての態様は、システムが動作するさまざまな領域でパートナーにより実施されるということである。

【0085】

しかしながら、カードのシステムに特有のブランド設定は重要でない。特に、既に発行されたカードの所有者は、カードが交換される時に、カード所有者がそのように要求する場合は、本発明のシステムのブランド・カードと後で交換できる、それらの既存のカードを使用しているシステムに参加できる。あるいは、カード所有者は、いずれの種類のブランド設定も無しに彼の既存のカード（それは、時々発行人によって、いずれにしても交換されることがある）を使用し続けることに決めることができる。既存のペイメントカードがこのように利用される場合に、彼が彼のカードを登録する時にカード所有者により提供される固有のデータ（例えば、カードの数字又は英数字シーケンスの形で）は、システムが、状況によっては、カード所有者の特定の発行人に、彼が本発明のシステムに参加することを望んでいるという事実を知らせて、今後は適切なアップリフトで請求されることを可能にする。同時に、既存のカードの登録に応じて、ユーザーは、交換時に、ブランド名のないか又はブランドのカードのままであるかの選択を提示されることができ

20

【0086】

一般的に言って、本発明のシステムは、このように、本システムにより発行されるブランド・カードに、既存カードのブランドの下に既存カードの登録に、及び他のブランドと共にシステムのブランドを掲載する提携ブランド・カードに適用される。完全にブランドのついたカードの発行人は1つのテリトリーに1人しかいないことが予想される。しかしながら、完全にブランドのついたカードのこの同じ発行人は、多くの付加的な発行人と一緒に提携ブランド・カードを発行することもできる。

30

【0087】

上記のカード関連の取引高の結果として増えたお金は、本プログラムの一部になるように招かれたか又は指名されたことがある参加慈善団体に分配されることになっている。これらの資金は集められて、その利益のために任意に投資されて、いずれにせよ後で、カード所有者によって、以前に作成されてシステムのウェブアクセスされるデータベースにある同じ及び/又は関連したデータを用いて、予約している慈善団体に分配される。このように、任意のサービスとして、寄付管理実体（又は管理システムの他のオペレータ）は、金融仲介機関として行動してもよく、そのパートナー銀行によって作られた様々な投資ファンドに慈善団体に代わって資金を投資してもよく、それは、本発明のシステムと独立して管理可能である。

40

【0088】

本発明のシステムにより発行される場合に、これらのペイメントカードは、様々なレベル（例えば、ブルー、シルバー、ゴールド、プラチナ・ダイヤモンドなど）でユーザーに提供可能であり、各カード・タイプ/レベルは、全体の寄付の異なるレベル、又はパーセ

50

ンテージ毎月カード報告書「アップリフト」を示す。例えば、ブルーカードを持っているペイメントカード所有者の場合、これは、2 1/2%をカード所有者の毎月の請求に、シルバーカードの場合、5%をユーザーの全毎月の請求に、ゴールドカードの場合、7.5%を、プラチナの場合、10%を、ブラックカードの場合、15%を、そしてVIPカードの場合、個々のカード所有者により設定される通常最大15%を超える所与の値の寄付レベルを加えることがある。所与のパーセンテージ値はそれぞれのカードに対する最小の寄付金を表わすこともできる。他の可能性は、カード所有者がシステム・ウェブサイトで情報を入力することによって寄付のレベルを自由に選ぶことを可能にする。これは、例えば、すでに保持された既存カードの場合により役立つかもしれない。

【0089】

新規なカード又は既存カードの代わりであるブランド・カードの場合は、これらのレベル及びカード色/ステータスとのそれらの関連は、あらかじめ定義されていることであることが好ましい。カードステータスは、カードの、又はカードの一部の色、例えば、本発明のシステムを識別するロゴ/商標の色により識別可能である。本システムのロゴは、カードのどこかに、通常、所与のサイズで、及び所与の位置に、しかしおそらくステータスに応じているいろいろな色で配置可能である。

【0090】

ブランド・カードは、ユーザーの選択/ブランド志向の要求を満たすために、VISA(商標)、MasterCard(商標)、及びAmex(商標)版(しかし必ずしも限定されない)で一般市民に利用可能となることができる。カード発行人又はパートナー銀行発行のデビットカード及び二重目的カードは、デビットカード取引を清算するために用いる様々な業界標準取引プラットフォーム版においても利用できる。

【0091】

本発明のシステムを実施するためのさまざまなステップは、例えば以下の通りである。

- ・ 将来のカード所有者はカードを申し込み、彼が使用したいカードのレベル/色、即ち、彼が寄付したい、及び月末に彼に請求される全アップリフトを同時に示す。
- ・ 通常信用チェックはカード発行人により行われ、通常状況の下で、カードは発行される。
- ・ カードがカード所有者に発行される時、彼はシステムのウェブサイトへのアクセスを保護するパスワードを与えられ、そこでは彼は予め決定された全アップリフトをどのように分けるべきかに関して指示できる。この情報は個人的であり、パスワードの所有者、及び寄付管理実体のみによってアクセス可能である。彼は、彼がプログラムに含みたい特定の慈善団体又は基金を任意に指名することが可能であるばかりでなく、プログラムにすでに参加している様々な慈善団体から1つ以上の慈善団体を選ぶ。システムのウェブサイトは、個々に選択しなければならないよりはむしろ、テーマ基金から選択するカード所有者のオプションも提供する。同じ口座の複数のカード・ユーザーは、システムのウェブサイトへ別々にアクセスすることができ、互いに異なる寄付指示を有していてもよい。
- ・ 任意に、カード所有者の最初の登録は、カード所有者が用紙に記入して、それを、カードを発行してカード所有者の選択された慈善団体を識別するシステムオペレータに提出することによって手作業で行うことができるか、又はデフォルトとしてデータベースに入力され、カード所有者がシステムのウェブサイトアクセスすることによって変更することができる、予め設定された慈善団体/基金を有するカードを発行できる。
- ・ あるいは、既存のペイメントカードの所有者は、彼のカードの固有識別番号でシステムのウェブサイトログインし、寄付係数を設定するために寄付のレベルを選び、寄付の分配を1つあるいは複数の慈善団体又は基金に割り当てることによって、本発明のシステムへの算入を要求することもできる。
- ・ カード所有者は、全ての種類のカード購入品のためにカードを使用する。これは商品又はサービスの通常の購入、あるいはその他の支払いを含み、カードを使用する現金引き出しのような他の手数料を含んでいてもよい。
- ・ 月末(又は支払い請求期間末)に、アップリフト額がカード・レベルと関連した

10

20

30

40

50

パーセンテージ・アップリフトに従ってカード所有者の報告書に加えられる。このアップリフトはカード所有者に請求されて、請求金額は彼の月次報告書に現れる。

- ・ カード所有者は、例えば、カード所有者の合意に従って小切手、口座引き落としなどによって、通常の方法で請求されるアップリフトを含む彼の高くなったカード請求を支払う。

- ・ その小売商の負債を清算する機能の一部として、カード処理パートナーは、あたかもそれが通常の小売商であるかのようにアップリフト費用を（寄付管理実体に支払うことによって、）精算する。

- ・ アップリフト費用の清算時に、個々の入って来る支払いは、処理パートナーによって、同時に転送されるデータによってカード所有者と関連付けられる。アップリフト額は、毎日又は発生の都度、請求及び送金可能であるが、このプロセスを月に一度実行することがより実際的であると考えられる。

- ・ システムのウェブサイトに保持されるデータ（カード所有者によって以前に提供されて、カード所有者によって時々変更可能である）は、寄付管理実体がカード所有者の選んだ慈善団体の間で受け取られるアップリフトを割り当てることを可能にする。カード所有者により提供されるこの種のデータは、カード所有者の名前を含むことを必ずしも必要としない。必要とされる全ては、カードの固有識別のそのカードの受益者分配命令との関連である。このようにして、カード所有者が寄付管理実体及び彼自身のカード発行会社の見地から匿名のままであり得るのに対して、特定のカードと関連しているカード処理会社によって行われて入って来る支払いは、カード所有者の選択に従って取扱われてもよい。この機能のために必要とされるデータがオンラインで提供されて、ユーザーのカード番号と関連している時、カード所有者が彼の慈善団体又は彼のアップリフトの分配を変えたい場合は、新規なカードを発行する必要がない。ブランド又は提携ブランド・ペイメントカードの実施例において、カード変更が必要とされることがある唯一の時は、最小アップリフトが通常は彼が持っているカードの色又はレベルと関連している時、カード所有者がアップリフトの彼の全体のレベルを低下させることに決める場合である。ブランド名のないカードの場合、必要な義務的なカード変更がない。

- ・ システムへの登録は、システムのウェブサイトがVISA（商標）又はMasterCard（商標）のような既存のペイメントカード組織のウェブサイトにリンクされることによって、並びにこれらの、及び/又はシステムのウェブサイトが、ブランド・カードに申し込む方法及び既存のカードを登録する方法に関する情報を提供することによって、容易になる。

【0092】

注意：ユーザーの預金口座に関連して発行されるデビットカードの場合、各月の決まった日がアップリフト支払い請求時間を決定するために用いることができる。

【0093】

[本発明のシステムにおいて既存のペイメントカードを用いる]

それらの既存のペイメントカード（クレジット、デビット、チャージ、ATMなど）を用いて本発明のシステムを採用することを望むカード所有者は、その固有の識別を使用して、それらの既存のカードをシステムのウェブサイトで登録することによって、そうすることができる。カード所有者の発行人は必要に応じて登録を通知されるだけである。その理由は、カードが本発明のシステムに参加する発行人により発行されるか否かを問わず、これは潜在的に可能であるということである。多くの発行人はもちろん本発明のシステムに参加できるが、この場合でさえ、この種のデータが取引ネットワーク（例えばVisa（商標））又はカード処理システムの他の部門から来ることがあるので、発行人がシステムを作動するのに必要なデータを提供することに関係していることは必ずしも必要でない。

【0094】

（注：銀行の当座預金顧客と関連したデビットカードの場合、関連したアップリフト費用が、各銀行で決定される月のある時点に、預金取引明細書に現れる。）

10

20

30

40

50

【 0 0 9 5 】

既存のカードのカード所有者が登録しようとして申し込む時に、カード所有者は、おそらく最小の値によって、アップリフトのいかなるレベルも選ぶことができるか、又は彼は発行人の方針に応じて発行人によって設定される固定パーセンテージを選ぶことができる。一旦システムのウェブサイトに登録されると、関連したカード発行人/処理会社及び/又は寄付管理実体が、支払い請求期間末に何パーセンテージでアップリフトを請求するかを知るように、データは第1データ処理手段に送信される。システムオペレータ又は寄付管理実体はカード所有者の身元を知る必要はない。カードに関連した固有の識別は充分である。システム・ウェブサイトは、彼/彼女がサイトにアクセスして、彼/彼女の口座を調べることができるパスワードをカード所有者に提供できる。

10

【 0 0 9 6 】

長い目で見れば、上記の方法でシステムに登録される多くの既存のカードは、システムのロゴを載せているブランド又は提携ブランド・カードと交換されることが予想される。

【 0 0 9 7 】

[慈善的な寄付又はアップリフトの集計、任意の投資、及び分配のためのシステム]

送金されて収集されるアップリフトは、カードがクレジット、チャージ、デビット、又は二重目的であるか否かにかかわらず、すべてのカード所有者から他のアップリフト額と共に集計される。次に、手数料が引かれた後、集計されたアップリフトは、パートナー銀行に任意に送付可能である。この手数料は料金を表して、システムのサービスの慈善団体

20

【 0 0 9 8 】

同じデータベースからであり、今回パートナー銀行に利用可能である情報を用いて、パートナー銀行は、どの慈善団体が利益を得て、どの程度であるかに関して資金の流入を説明する。あるいは、それはこのデータを保持するすべての当事者でもよい。例えば、そのお金は、それが管理される基金内に保有されて、予め定められたパラメータに従って投資されており、この時点では、慈善事業協定規約によれば、個々の慈善団体にまだ送られることはない。

【 0 0 9 9 】

ありうる実施態様において、一旦ある程度の合計額が増えるならば、基金は閉じられて、関係する各慈善団体はその比例分配の程度までこの基金の共有者になる（どれくらいの正味金額がそのために増えたか）。これが継続的なプロセスであるので、更なる増えた基金は同様に処理されるが、その後作られた基金に使われる。各基金は、一定で均等な満期プロセスを促進するために、同じ金額で閉じられる。

30

【 0 1 0 0 】

各基金は、例えば、それがパートナー銀行により管理される期間中閉じられる。パートナー銀行及び寄付管理実体は、この機能から更なる収益を得ることができる。各基金が満期になるまで、基金で増えて保有されるお金を参加している株主（慈善団体）が利用できないにもかかわらず、必要であれば、担保として、その慈善団体に代わって増えた金を使用して、慈善団体にローンバックを提供することは可能である。これは初期の流動性を慈善団体及び更なる潜在的収益ストリームに提供する。

40

【 0 1 0 1 】

上記にも拘わらず、基金が満期になると、各株主（慈善事業）はその（膨張した）比例分配を受け取る。すべての基金金額は、第三者信託勘定に保有されて、管理する銀行の通常の活動から用途を限定される。関連する場合、参加している慈善団体の最終的な持ち株比率は、おそらくワラント又は適切な財政的なツールを介して、各基金が閉じる時に設定できる。

【 0 1 0 2 】

簡略化された他の実施態様において、寄付管理実体は、慈善団体のために増えるすべてのお金のための排他的なファンドマネージャであり、設定された条件に従ってこれらの基

50

金を管理する。

【0103】

更なる簡略化された実施態様において、寄付管理実体は、主に慈善団体である受益者に対し、直ちに又は定期的に寄付管理実体から直接にそれらのために増えた基金を受け取るオプション、又はおそらくその第三者銀行パートナーと共にそれらのためにこの種の基金を投資する寄付管理実体のオプションを提供できる。

【0104】

[本発明のシステムのコスト/料金]

本発明のシステムを運営するコストは、特に以下によって負担可能である。

- ペイメントカード（ブランド・ペイメントカード）の発行の料金
- 発生する寄付（アップリフト）に関する料金又は手数料
- 参加している慈善団体の会費
- カード処理会社からの収益割当
- 管理下の基金に関する見込み手数料

10

【0105】

その慈善団体のために増やされたお金が所与の時間に目標数字に達しない場合に返還されるだろう、参加している慈善団体の返金できる会費を提供することは可能である。

【0106】

[技術的なプラットフォーム及び方法の更なる機能]

常に、寄付者（カード所有者）及び慈善団体は、システムのウェブサイトにパスワード保護されたオンラインでアクセスして、とりわけ以下のことをリアルタイムで見ることができる。

20

a. カード所有者が全体でいくら寄付し、慈善団体及び/又は期間により分類されるか（この情報へのアクセスは、選ばれたパラメータに従って個人、慈善団体等にデータを提供するように組織可能である）。

b. グローバルな条件でどの位システムの企てが成就されたか。カード所有者はグローバルなプログラムの一部であり、ここでも選ばれたパラメータに応じてカード所有者及び慈善団体が見ることができる。

c. どれ位、特定の慈善団体、又はすべての慈善団体などに対して全体として増えたか（例えば、慈善団体ビュー及びカード所有者ビュー）。慈善団体は、それらの競争相手がどのように活動しているかを見ることが可能であり、それらが競争的領域において、有効に活動している時、それらの将来のマーケティング戦略を変更又は考案するために、例えば、この情報を使用できる。

30

【0107】

カード所有者は、慈善団体に対して部分的又は完全な匿名を有することに決めることができる。彼は一時的な匿名を有することに決めることもでき、それは、後でこの機能を彼のカードから分離することによって、彼によって取り除かれてもよい。データバンクは、匿名やその他の期間になされるすべての寄付の記録を保持する。

【0108】

更なる実施例において、カード所有者は、彼の支出の性質に関連したアップリフトが向けられることになっている慈善団体（又は慈善団体のタイプ）と関連させることに決めることができる。例えば、カード所有者は、彼がレストランにおいて行うすべての支出の結果として引き起こされるアップリフトを、一群の慈善団体をカバーする飢饉関連の慈善団体（例えば、世界食糧計画）又は専用の基金に向けるために、セットアップ・プロセスの間を選ぶことができる。カード所有者が関連した領域における彼の支出によって引き起こされるアップリフト（又はアップリフトの一部）と関連させることに決めることができる多くの慈善団体タイプがある。カード取引が必要なデータを作ることができるから、このレベルの詳細及び関連が達成できる。また、基金テーマ又はデフォルト設定をこの概念として配置でき、それはユーザーのために意思決定方法を簡単にすることができる（「関連した支出関連寄付」）。新規なブランド・カード又は既存カードの交換は、この種のデフ

40

50

ォルト設定によっても発行可能である。

【0109】

カード所有者による1つ以上の受益者の選択は、受益者のグループを選択するという可能性、及びカード所有者の支出の関数として、即ち、小売商組織のタイプを識別するコーディングを、なされる購入品に関する対応するデータと関連付けることによって、受益者を割り当てるためにシステムに許可を与えるオプションを含む。次に、対応するアップリフトはその支出に関連した適当な慈善団体又は基金に分配される。1つの可能性は、システムが、特定の支出からのアップリフトを、そのタイプの支出に関しており、且つユーザーにより選択される個々の慈善団体に最も密接にマッチする特定の慈善団体に割り当てることである。他の可能性は、システムが、特定の支出からのアップリフトをそのタイプの支出に関する基金（慈善団体のグループ）に割り当てることである。更に他の可能性は、カード所有者に異なるカテゴリーの支出を選択された受益者又は基金と関連させることの自由な選択を提供することである。

10

【0110】

各国は、カード所有者が寄付できるプログラムにそれ自体の慈善団体を有していてもよい。数カ国に影響力をもつ国際的慈善団体は、個々に、及び全体として説明されて、カード所有者及び慈善団体が同様に両方で見ることが可能である。カード所有者は、いかなる国のいかなる慈善団体も選択可能である。慈善団体により提供されるデータ及びマーケティング材料は、起動すると、システムのウェブサイト上で、別々のウィンドウ上で見ることができる。

20

【0111】

また、ユーザーグループ（例えば、法人カードを使用する従業員又は企業集団）は、システムのウェブサイト上で慈善団体又は基金の特定のグループにアクセスするように規定できる。

【0112】

また、いろいろな選択可能な慈善団体が、コーポレート又はテリトリー等いろいろなユーザーグループによって利用可能となる。

【0113】

寄付管理実体は、VISA（商標）、Mastercard（商標）、及びAmerican Express（商標）のようなカード取引処理システム/ネットワークによって、並びにデビットカード/現金/ATM及び二重目的カード・処理者の場合、Maestro（商標）及びCirrus（商標）のような適当な組織によって、マーチャントステータスを有する。

30

【0114】

システムのデータベースは、カード所有者のための税報告を作成するためにも用いることができ、彼が彼の寄付に関して適切な減税を請求し、及び/又は収益をあげることによって慈善団体のために更なるアップリフトを生むことを可能にする。この機能は管轄区域ごとに変化する。

【0115】

本発明のシステムは、参加している処理会社にとって興味がある。一方では、これらの会社が他のカードから移る時、それらはそれらの競争相手から事業を得る。また、それらの既存のクライアントに関する処理事業（他のカードによる）の値は、生じるアップリフトの額によって増大する。

40

【0116】

以上の説明から、本発明は、ペイメントカードを使用して慈善の寄付を集めるための周知の提案の技術的制限を克服して、以下のシステム及び方法を提供する。

- カード所有者は、多くの彼の選んだ慈善団体に彼が決定するレベルで寄付することが可能であり、そこでは受益者の間の分配のレベル及び選択は、システムにおいてすぐに有効で、カード又はその符号化にいかなる変更も必要とせず、彼によって適宜変化することができる。

50

- すべての周知のペイメントカードは、既に発行された既存のカードさえも、カードにいかなる変更なしで含ませることが可能であり、

- 本発明のシステムによって可能な慈善の寄付の大規模収集は、広範囲にわたる使用から生じるシステムのスケールメリットのため、及び本発明のシステムによって発生する増大する寄付を得る際に伴うコストが従来の基金調達コストより小さいため、慈善団体が発生する金のより高い割合を受け取ることを意味し、

- 本システム及び方法は、それらの構造又は動作にほとんど変更せずに、既存のカード発行人、カード処理者、及び取引ネットワークにより実施可能である。

【0117】

本発明を、添付図面を参照して例として更に説明する。

10

【図面の簡単な説明】

【0118】

【図1】本発明による管理システムの一実施形態のブロック図である。

【図2】本発明による管理システムの変更された実施形態のブロック図である。

【図3】収集した基金を管理するための2つの構成を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0119】

本発明は、ペイメントカードの所有者からの財政的な寄付の発生及び収集を管理し、並びに収集した寄付をカード所有者により選択される複数の受益者の間で、特にいろいろな慈善団体の間で分配するためのシステム及び方法を提供する。

20

【0120】

図1は、カード所有者へのペイメントカードを発行し又は発行を認可して、取引ネットワークを介してカードを用いる取引を処理する機能10を含む本発明によるペイメントカード・システムを模式的に示す。この例では、カード処理会社(CPC)は、テリトリーに従って発行会社10に代わってICブランド・カード(又は、銀行発行デビットカードの場合はおそらく提携ブランド・カード50)を発行する発行会社(IC)10の複数のライセンシーの内の1人であってもよい。この例では、CPCはペイメントカード・システムの一部であり、クレジット/チャージカードの場合はクレジット/チャージカード発行会社又はデビットカード/二重目的カードの場合の銀行であってもよい。いかなる必要な信用承認処理も実施する、その機能は以下を含む。即ち、41におけるようにカード50を発行し、承認された行われた購入/取引の金額をカード所有者の口座から引き落とし、記録された寄付係数によっていかなる購入の金額をアップリフトし、カード購入品に関してカード所有者に定期報告書を送って、カード所有者からお金を集め、商業勘定を清算する。デビットカードの場合、これはカード所有者の預金口座からの引き落としにする発行銀行という形を取り、クレジット/チャージカードの場合、清算はCPC発行の定期報告書に対して、及びペイメントカード清算条件に従って行われる。

30

【0121】

本発明のシステムは、管理寄付実体としての機能も果たす発行会社により発行されるブランド・カード、及び他の発行会社により発行されるカードを使用できる。

【0122】

カード50は、例えば数字又は英数字シーケンスの形で固有の識別(UID)に各々関連する、例えばクレジットカード又はデビットカードである。カードは、個人識別コード、例えばPIN、又は生体認証若しくは指紋の識別等のその他の機密保護アクセス手段と関連付けられることが可能である。

40

【0123】

電子仮想ペイメントカードは同様に使用可能である。

【0124】

ペイメントカード・システム55は、ペイメントカード50で行われる取引を処理するために、その電子取引ネットワークを介して小売商60及び/又はPOSに接続可能であるデータ処理手段40(第1データ処理手段と呼ばれる)を有する。これは、42で示さ

50

れる商業口座による小売商60の支払いを含む。それはまた、個々のカード所有者のペイメントカード50を使用して行われる取引の定期的、例えば毎月の報告書45の個々のカード所有者への提供を含む。デビットカードの場合、購入品及びいかなる関連したアップリフトの費用は、従来通り信用条件なしでカード所有者の預金口座から引き落とされ、カード所有者は、これらの費用を彼の（毎月の）銀行報告書で見ることができる。

【0125】

カード所有者になされるアップリフト費用は特定の期間になされた購入品の金額に基づくものと理解される。しかしながら、本システムは、カード所有者がいかなる所与の期間にも請求されるアップリフトの最大値を規定できると定めることができ、それにより彼の毎月の寄付はその値を決して超えない。同様に、カードが使用されないか、又はほとんど使用されない場合には、本システムは最小限の毎月の寄付を提供できる。この最大限は原則としてカード所有者によって設定されるが、カード所有者又は本システムは、最小限の値を設定することができる。本システムは、例えば、カードのいろいろなカテゴリーに対していろいろな最小限の寄付を設定できる。

10

【0126】

カード所有者は、ペイメントカードのタイプの通常の条件下で、52に示されるように、カード発行人又はペイメントカード・システム管理者に支払う。銀行デビットカード使用の場合、費用はユーザー関連の銀行預金取引明細書に借方として現れる。

【0127】

上述の通り、本発明の管理システムは、カードを使用してなされる取引に比例して寄付をすることに決めるカード所有者に発行されるか、又は発行されることになる一組のペイメントカード50で動作する。これらのカード50の各々は、そのUIDによってカード所有者により選択可能である寄付係数(CF%)と関連付けられて、カードでなされる取引の額に比例してなされるカード所有者の選択した寄付のレベルを表す。この寄付係数は、例えば、2.5%、5%、10%、15%等にすることができ、固定レベルでカード所有者により選択されてもよく、又はカード所有者により選択された値に調整されていてもよい。

20

【0128】

第1データ処理手段40は、それぞれの寄付カード50の固有の識別(UID)と共に寄付係数(CF%)に関するデータを格納する。カード50が発行される時に、又はすでに発行されたカードのカード所有者がシステムのインターネット・サイト30にデータを入力した後に、このデータを入力できる。

30

【0129】

第1データ処理手段40は、UIDが寄付係数CFと関連するペイメントカード50を有するカード所有者ごとに、カードと関連した寄付係数によって設定されるレベルに従ってカード所有者によってなされる取引の金額の一部であるカード所有者の寄付を示す出力データ43を生成するように構成される。例えば、カードによる毎月の支出が1000ユーロであり、寄付係数が10%である場合は、カード所有者の口座に請求される彼の付加的な毎月の寄付は100ユーロである。

【0130】

この例では、第1データ処理手段40からのカード所有者・寄付出力データ43は、寄付管理実体、即ち実体10の一部により保有される商業口座へ供給され、それは同じ参照符号10により示される。このように、カード所有者の寄付は、データ転送によって、(43におけるように)その商業口座を経て寄付管理実体の第2データ処理手段20に支払い可能である。このようにして、カード所有者の寄付は、いかなる商業口座と同様に、即ちその他の小売商60に対する正規の支払い42のように、43で寄付管理実体10に支払い可能である。カード処理は、他のカードに関して寄付係数と関連したカード50と同じである。ペイメントカード・システム管理者によるすべての支払いは商業口座になされる。本発明のシステムのこの実施例の場合、寄付管理実体10と関連した余分の商業口座(43)だけがある。

40

50

【0131】

本発明のシステムにおいて、寄付管理実体10は、以下のデータを受信して、処理するための第2データ処理手段20を有する。即ち、それらの寄付係数CFと関連したペイメントカード50の固有の識別に関するデータ、第1データ処理手段40からのカード所有者・寄付出力データ(43)、複数の受益者を識別する受益者データ(この実施例ではそれらの基金111~115により表される、図3を参照)、並びにカード所有者により選択されたそれらの受益者、及び、必要なら、カード所有者により選択された数人の受益者の間の分配を示す、システムのインターネット・サイト30から供給される分配データ32。この分配データ32はそれぞれのペイメントカード50の固有の識別と関連している。

10

【0132】

この第2データ処理手段20は、いろいろな受益者/慈善団体への分配を表すデータを80で出力するように構成されて、寄付の合計は前記分配データに従っているいろいろなカード所有者によってなされる。

【0133】

管理システムは、カード所有者が、31で1人以上の受益者又は数人の受益者をグループ化する慈善団体を選択するか、又は受益者/慈善団体のそれらの選択を変更し、必要なら、全てそれらのカード50の固有の識別に関連して、2人以上の受益者/慈善団体/基金の間の寄付の分配を選択するか、又は選択を変更し、第2処理手段20に供給される分配データ32を構成するか又は更新することを可能にするために、システムのインターネット・サイト30の形をしたデータ入力手段を更に備える。カード所有者選択は、システムが受益者を選択して、受益者の間に分配を選択することを可能にする機能をカード所有者が起動できるという可能性も含む。

20

【0134】

所望ならば、上記したように、インターネット・サイト30によって、カード所有者が寄付係数CFのレベルを設定して、後で変更することもできる。

【0135】

第2データ処理手段20はまた、21でウェブサイト30に統計的データを入力し、ここでは許可されたカード所有者又は受益者/慈善団体は統計を見ることができる。

【0136】

図示のシステムはまた取引許可ネットワーク70を含み、それは、場合によっては、VISA(商標)、MasterCard(商標)、又はMaestro(商標)のような組織により提供され、それは、その他の機能の中で、取引が開始される時にカードデータ51を受信して、61で通常の実行許可を行って、71で取引を許可する。取引はカード発行人により許可されることもできる。

30

【0137】

全体として、第1処理手段40が、各カード所有者により選択されるレベルで取引の額と比例した寄付を表すデータ43, 45を提供するように動作し、第2データ処理手段20が、カード所有者により選択される受益者の間の集めた寄付の分配を表すデータ80を提供するように動作するように、システムは構成される。

40

【0138】

図2は本発明のペイメントカード・システムの変更された配置を示し、そこでは同じ要素は図1と同じ参照符号により示される。図2において、第1データ処理手段40はペイメントカード・システム55と別である。点線で図式的に示されるように、第1データ処理手段40は、寄付管理実体10及び発行/管理会社の一部としての第2データ処理手段20と一体である。しかしながら、例えば、一方ではペイメントカード・システム55と、他方では寄付管理実体10と協力する他のユニットとして第1データ処理手段40を有する、他の構成が可能である。

【0139】

図2の構成は、ペイメントカード・システム55が従来のカードと同様にその通常の方

50

法で機能することを可能にするが、いろいろな取引に関連したアップリフトの計算は、第1データ処理手段40を使用してペイメントカード・システムの外部で行われる。このために、第1データ処理手段40は、カード（又は寄付係数CFと関連したカードだけ）で行われる取引に関してカード処理システム55からデータ57を受け取り、更にカード50（任意にウェブサイト30を経て）からいろいろなカード50のUID及びCFに関する情報53を受け取る。

【0140】

データ57は、取引ごとに、又は集合的に、例えば月末に提供可能である。次に、CMEは関連したカードにアップリフト額（データ43）を請求し、アップリフト額は、それがカード料金であるので、事前許可又は他の手配がなされない限り、取引許可70によって再び許可可能である。元本金額及びアップリフトは、月次報告書45によってカード所有者の借方に記入される。この実施例は、デビットカードと対照的にクレジットカード使用を説明する。購入品は原則として取引ごとに借方に記入され、アップリフトは、同じように、又はCMEがその期間になされたすべての購入品の集計に基づいてそれに請求する支払い請求期間末に借方に記入可能である。

10

【0141】

報告書45の発行は、カード処理及び取引許可ユニットによって、又は取引許可70の下流のカード処理システムの個々のカード発行実体により行うことができる。いずれの場合においても、アップリフトの計算がアップリフトを計算するためにその動作を変更するいかなる必要もカード支払いシステムから取り除くカード支払いシステム（カード発行人及び取引許可）の外部で行われるように、ペイメントカード・システム55又は取引許可70は第1処理手段40を経由してデータ57をCMEに提供する。

20

【0142】

関連した支出関連の寄付が充当できるように、取引許可（VISA（商標）のような）によって、又は個々のカード発行人若しくは処理者により作成されるデータは、取引の性質を含むアップリフトを計算して、請求するために、第1データ処理手段40及びCMEによって必要とされるすべてのデータ57を含む。

【0143】

記載されている実施例において、月次報告書は45でカード処理システム55により発行される。あるいは、月次報告書はカード処理システム55及び/又は取引許可70から受け取ったデータに基づいてCMEにより発行できる。さらに、CMEはアップリフトに対応する請求をすることができて、この額はユーザーのカードに請求される。

30

【0144】

上記の処理方法はブランド及び既存のカードの両方共に関連するものである。

【0145】

システムの変更態様において、ペイメントカード50は、例えば、グループに属しているストアだけで購入するために一群のストアにより発行される。この場合、POS60は多数の独立小売商を表さないが、しかしストアの系列販売店である。1つのオプションは、ストアのグループが他のクレジット及びペイメントカードも扱っている取引システムでそのペイメントカードを管理することである。

40

【0146】

いくつかの会社、例えばストア・グループ又は航空会社は、例えばVISA（商標）又はMasterCard（商標）システムと関連したそれ自体のブランド・ペイメントカードを発行する。それらは、通常、既存のカード発行人及び処理会社により運営される。主要な目的の内の1つは、会社のブランドを市場に出すことである。ポイント、マイルなどのような、発行人に特有であるこれらのカードと関連したいくつかの付加的な利点もありえる。VISA、マスターカード、又は他の関連プラットフォームが受け入れられる場合はいつでも、これらのカードも用いることができる。それは事実上マーケティング・ツールである。いくつかのストア・グループも「ストアカード」として公知であるものを発行する。これらは、事実上、ストアに掛け売り勘定を持つ顧客を識別する手段である。こ

50

の例では、ストアは、彼の口座に購入される商品の請求書を請求する顧客によってなされる信用購入品を受け入れる。ストアは例えば毎月の請求書を作成し、それは顧客に送られる。顧客は、全勘定を清算するか、又は最小限に支払いをすることになっている。この例では、VISA(商標)/MasterCard(商標)のような従来の取引プラットフォームが使われていないが、それは、取引を受け入れ/拒否し、それを処理しているストアの信用制御システムである。いくつかのストア・グループは、この機能をカード発行会社又はカード処理組織に外注化できる。特定の例において、顧客が毎月の請求を実際に払うのに先立って、ストアはこれらの売上高に関して金融会社から支払いを受け取っているかもしれない。また、VISA(商標)/MasterCard(商標)などを使用するデュアルライン・システムが存在し、それによって、顧客の、VISA(商標)口座及び彼のストア口座両方の信用限度(それは異なってもよい)は独立してする。上記例において、この種のペイメント又はストアカードは、定められた方法でのシステムのウェブサイトにおける登録をいずれにしてもでき、ユーザーが彼のカードをそのように登録したとシステムのオペレータにより通知されたカード処理会社(又はストア)は、必要なアップリフトが適当なカード処理者又は発行人により請求できるようにする。

10

【0147】

CMEが第1データ処理手段の機能を組み込む、本発明を実施する他の実施例において、

a. カード所有者が署名又は登録する時、ブランド又は既存のカードのカード所有者は、CMEにアップリフトを請求する許可を有効に与える。

20

b. カード発行人、カード処理者、又は取引ネットワークは、月末に、又は他の調整された頻度で、CMEへデータ、即ちカードUID及び支払い請求の金額を送る。これは、取引が処理される時か、又は報告書が作成される時に関連した分野から得ることが可能である、容易に利用できる情報である。

c. CMEはデータを受信して、カードUIDをその寄付係数CFと関連させる。カード発行人は、例えば、このデータをFTPによって月に一度CMEに単に送ることができ、例えば、CMEはそれを格納し、アップリフト費用を算出するためにプロセスを実行する。

d. CMEは、アップリフトをカード所有者に、例えばその月に関する各月の最終日に、又は次の支払い請求期間に以前の会計期間に関して請求する。

30

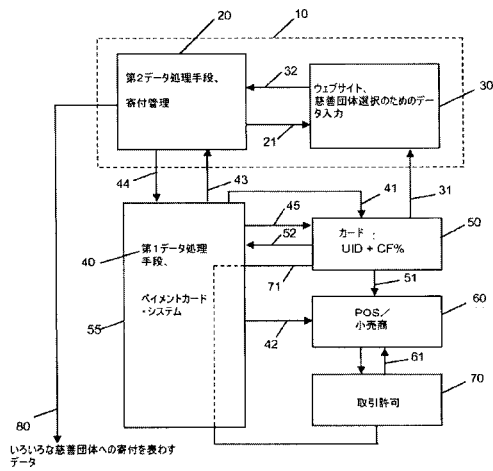
e. あるいは、CMEは、カード発行人/処理者にアップリフトをカード所有者の口座に加える許可を与える。

【0148】

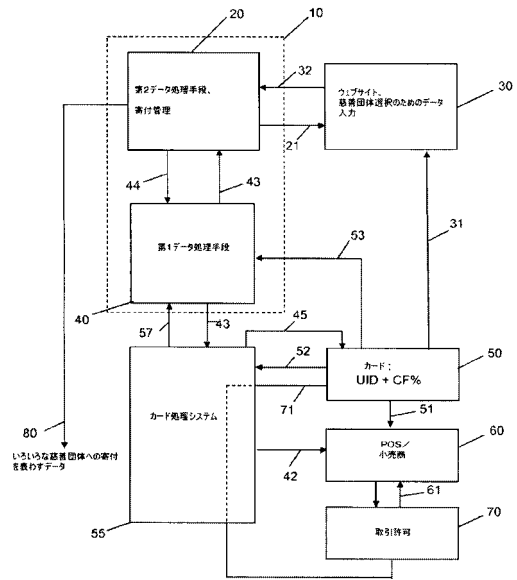
図3は、必要とされる時に、受け取られる寄付を管理するための2つの可能な構成を例示する。データは、80で第2データ処理手段20により出力され、それは、分配データ32に従っているいろいろなカード所有者により行われる寄付のいろいろな受益者に対する分配を表し、パートナー銀行90に供給される。図3の左側に、いくつかの基金101~105が所与の値で各々閉じる1つの構成100が図示され、各基金はシステムの実体又はそのパートナーにより管理されて、基金が満期に達する所与の後に、それらの所与の占有率に比例して受益者に配布される。図3の右側部分は他の投資商品を示し、そこではパートナー銀行90は出力データを受信して、基金を1人の受益者の名で各々表す一連のデータバンク111~115を管理し、これにより各受益者の基金は独立して管理できる。本発明のシステム及び方法において、主要なデータ処理及び転送の全ては、場合により、カード処理のための既存の取引ネットワーク、CMEのため及び他のシステム機能のための通常のコンピュータ技術、並びにデータ入力及びカード所有者インタフェースのためのインターネット技術を使用している電子データ処理により実行できる。

40

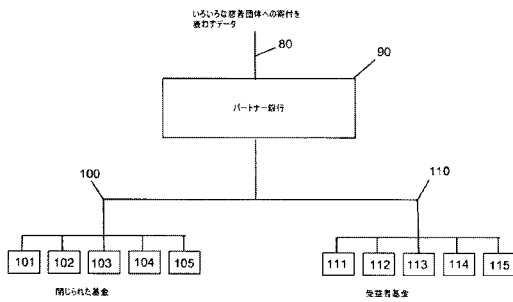
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/IB2009/051839

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. G06Q20/00		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
L	EPO: "Mitteilung des Europäischen Patentamts vom 1. Oktober 2007 über Geschäftsmethoden = Notice from the European Patent Office dated 1 October 2007 concerning business methods = Communiqué de l'Office européen des brevets, en date du 1er octobre 2007, concernant les méthodes dans le domaine des activités" JOURNAL OFFICIEL DE L'OFFICE EUROPEEN DES BREVETS.OFFICIAL JOURNAL OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE.AMTSBLATT DES EUROPÄISCHEN PATENTAMTS, OEB, MUNCHEN, DE, vol. 30, no. 11, 1 November 2007 (2007-11-01), pages 592-593, XP007905525 ISSN: 0170-9291 The only identifiable technical aspects of the claimed invention relate to the use of conventional, general-purpose data	1-21
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents:		
A document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance		*T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
E earlier document but published on or after the international filing date		*X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
L document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)		*Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art.
O document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means		*G* document member of the same patent family
P document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		
Date of the actual completion of the international search	Date of mailing of the international search report	
2 September 2009	17/09/2009	
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016	Authorized officer Verhoef, Peter	

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (April 2005)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/IB2009/051839

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
	<p>processing technology for processing data of an inherently non-technical nature. The information technology employed is considered to have been generally known as it was widely available to everyone at the date of filing/priority of the present application. The notoriety of such prior art cannot reasonably be contested. No documentary evidence was therefore considered required.</p> <p>_____</p>	

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

【要約の続き】

又は変更できる。寄付の収集及び分配は単純で柔軟性があり、カード所有者は、カード(50)又はそれらの符号化に対するいかなる変更も必要とせずに受益者を変えることができる。

【選択図】 図2